

事務事業評価資料

施策名	私立学校教育の充実支援		所管部局課名	企画県民部教育・情報局教育課									
事業名	私立高等学校等生徒授業料軽減補助		担当者電話番号	私学第1係 078-362-3104									
事業目的	私立高等学校等に在籍する生徒の学資負担者の経済的負担を軽減する。												
事業内容	県内及び隣接府県の私立高等学校等に在籍する県内生徒の学資負担者で、収入が一定基準以下の者を対象として学校法人等が行う授業料軽減事業に対して補助を実施 補助対象 私立学校法人等 補助内容（生徒一人あたり年額）				事業開始年度	昭和43年度							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>軽減単価 (県内高校)</th> <th>所得基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>120千円</td> <td>生活保護受給世帯</td> </tr> <tr> <td>70千円</td> <td>年収250万円未満</td> </tr> <tr> <td>50千円</td> <td>年収350万円未満</td> </tr> <tr> <td>30千円</td> <td>年収570万円未満</td> </tr> </tbody> </table> 隣接府県高校・県内専修学校高等課程・県内外国人学校高等部通学者は上記金額の1/2を補助。						軽減単価 (県内高校)	所得基準	120千円	生活保護受給世帯	70千円	年収250万円未満	50千円
軽減単価 (県内高校)	所得基準												
120千円	生活保護受給世帯												
70千円	年収250万円未満												
50千円	年収350万円未満												
30千円	年収570万円未満												
事業に要するコスト	区分	平成20年度決算額		平成21年度当初予算額		平成22年度当初予算額							
	事業費	(1,055,455 千円) 1,096,590 千円		(1,152,756 千円) 1,214,413 千円		(621,690 千円) 621,690 千円							
	人件費	8,471 千円	従事人員 1.0人	8,360 千円	従事人員 1.0人	8,204 千円 従事人員 1.0人							
	総コスト (+)	1,105,061 千円	従事人員 1.0人	1,222,773 千円	従事人員 1.0人	629,894 千円 従事人員 1.0人							
事業の目標	生徒の就学機会の確保			[目標設定理由]県民の私学への選択に応えるため									
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		20年度実績	21年度見込み	22年度目標	達成率(%)						
		目標値	年度				H20	H21	H22				
	県民による私立高校の選択(募集定員充足率)	100%	-	89.6%	85.0%	90.0%	89.6%	85.0%	90.0%				
評価結果	必要性	・経済的理由で学資負担が困難な私立高校生に対し経済的負担を軽減し、就学機会を確保することにより、県民生徒の多様な選択に応える必要がある。											
	有効性	・目標である100%には届いていないが、本事業による効果もあって90%近い定員充足率を維持しているところである。											
	効率性	・指標あたりのコストは算出できないが、補助にあたっては、所得階層を5段階に分け、低所得層への支援を手厚くするなど効率的に運用してきた。平成22年度は国の就学支援金が導入されることに合わせ、軽減単価層を4段階に変更し、引き続き効率的な運用に努める。											
	民間・市町との役割分担	・私立学校法により私立学校の所轄庁は都道府県と位置付けられていること、また、国の就学支援金は、都道府県が事務を行うことになっているため、県が執行するのが適当である。											
	受益と負担の適正化	・平成22年度から国の就学支援金が導入されることに合わせ、軽減額の見直しを行った。所得基準により軽減額に差を設けることにより、受益と負担の適正化を図っている。											
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し								
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定						
実施方針	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他					
	説明	引き続き本事業を実施することにより、県民生徒の就学機会の確保を図る。 【平成22年度の改正点】 国の就学支援金制度の創設に合わせ、県内高校通学者の軽減額を改正。専修学校高等課程(県内校)生徒、外国人学校高等部(県内校)生徒を新たに対象に追加。県外高校通学者については、県内高校通学者の1/2を補助。											